

議案第7号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月10日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市青少年教育センター設置条例の一部を改正する条例案について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市青少年教育センター設置条例の一部を改正する条例

大野市青少年教育センター設置条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。<u>ただし、別表備考において加算する冷暖房使用料についてはこの限りではない。</u></p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

青少年教育センター使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間当たり）
		使用可能時間 9：00～21：30
体育館	片面	300
	全面	600
研修室		200
和室		200

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算す

る。

(1) 利用者が市内に住所又は事務所を有する場合 5割

(2) 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合 10割

3 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合は、この表に掲げる金額に5割を乗じて得た額を加算する。

4 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に1割を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第11条及び別表の規定は、令和7年7月1日以降の利用から適用する。

○大野市青少年教育センター設置条例

別表（第10条関係）

【改正後】

青少年教育センター使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間当たり）
		使用可能時間 9：00～21：30
体育館	片面	300
	全面	600
研修室		200
和室		200

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所又は事務所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合 10割
- 3 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合は、この表に掲げる金額に5割を乗じて得た額を加算する。
- 4 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に1割を乗じて得た額を加算する。

別表（第10条関係）

【改正前】

区分			昼間		夜間	全日
			9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～21：30	9：00～21：30
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200
		高校生又は一般	100	150	200	400
	団体	片面使用	600	800	1,200	2,200
		全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600
研修室			1,000	1,400	2,000	3,600
和室			600	800	1,200	2,200

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、上記の使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所を有する場合 10割
- 3 利用者が市外に住所を有する場合は、上記の使用料の5割に相当する金額を加算する。
- 4 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。